

議案第 5 号

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

労働安全衛生の取組と療養者の療養及び復職支援の促進を図るため、医師による面接指導等の実施を規程に位置付けるとともに、療養者等に療養状況等の報告を義務付ける等の必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「健康診断（第25条—第35条）」を「健康管理（第25条—第38条）」に、「手続（第36条—第41条）」を「報告（第39条—第44条）」に、「第42条—第44条」を「第45条—第47条」に改める。

第2条第2号中「及び」の次に「規則」を加え、同条第4号中「第21条に規定する所長等」を「規則第21条に規定する所長」に、「第6条」を「第5条」に改める。

第6条及び第9条第1項中「の各号」を削る。

第10条第2項中「補佐」を「班長」に改める。

第15条第1項及び第23条第1項中「の各号」を削る。

「第3章 健康診断」を「第3章 健康管理」に改める。

第33条中「職員健康管理票」を「健康診断個人票」に改める。

第44条を第47条とし、第43条を第46条とし、第42条を第45条とする。

第41条第1項中「ものについては、復職者状況報告書を指定された期間ごとに教育長に提出しなければならない」を「者に復職後の状況報告書を1箇月を経過する日ごとに提出させるものとする」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所属長は、前項の規定により提出を受けた場合は、復職者状況報告書を3箇月を経過する日ごとに教育長に提出しなければならない。

第4章中第41条を第44条とする。

第40条の見出し中「手続」を「報告」に改め、同条を第43条とする。

第39条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「診断書」を「必要な書類」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

療養のため病気休暇を承認され、又は休業を命ぜられた職員は、療養を開始した日から1箇月を経過する日ごとに、療養状況報告書を所属長に提出しなければならない。

第39条を第42条とし、第36条から第38条までを3条ずつ繰り下げる。

第4章の章名中「手続」を「報告」に改める。

第3章中第35条の次に次の3条を加える。

(過重労働対策)

第36条 法第66条の8第1項の規定による面接指導は、産業医が実施するものとする。

2 面接指導の対象者、実施方法その他面接指導の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施)

第37条 法第66条の10第1項の規定による心理的な負担の程度を把握するための検査（第3項において「検査」という。）は、総括安全衛生管理者が実施するものとする。

2 所属長は、法第66条の10第3項に規定する要件に該当する職員であって、面接指導を希望するものに対し、産業医による面接指導を実施するものとする。

3 検査の対象者、実施体制、実施方法その他の検査の実施に必要な事項及び面接指導に必要な事項は、教育長が別に定める。

(心の健康づくり計画の策定)

第38条 総括安全衛生管理者は、法第70条の2の規定により厚生労働大臣が公表した指針を踏まえ、沖縄県教育庁職員における心の健康づくり計画を策定するものとする。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁学校人事課

1 件名

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

労働安全衛生の取組と療養者の療養及び復職支援の促進を図るため、医師による面接指導等の実施を規程に位置付けるとともに、療養者等に療養状況等の報告を義務付ける等の必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 医師による面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査の実施について定める。（第36条及び第37条関係）
- (2) 沖縄県教育庁職員における心の健康づくり計画の策定について定める。（第38条関係）
- (3) 療養者に療養状況の報告及び復職者に復職後の状況の報告を義務付ける。（第42条及び第44条関係）
- (4) その他所要の改正を行う。（目次、第2条、第6条、第9条、第10条、第15条、第23条、第33条及び第39条から第44条まで関係）
- (5) この訓令は、令和3年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

5 関係各課との調整状況

本庁及び出先機関衛生委員会での調査審議済み（令和2年11月及び12月）

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第5号）新旧対照表	
改正案	現行
目次	目次
第1章・第2章（略）	第1章・第2章（略）
第3章 健康管理（第25条—第38条）	第3章 健康診断（第25条—第35条）
第4章 療養及び出勤等の報告（第39条—第44条）	第4章 療養及び出勤等の手続（第36条—第41条）
第5章 雑則（第45条—第47条）	第5章 雑則（第42条—第44条）
附則	附則
第1条（略）	第1条（略）
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)（略）	(1) 本庁 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第2項に規定する本庁をいう。
(2) 出先機関 規則第13条に規定する教育事務所及び規則第31条に規定する学校以外の教育機関をいう。	(2) 出先機関 規則第13条に規定する教育事務所及び規則第31条に規定する学校以外の教育機関をいう。
(3)（略）	(3) 職員 本庁及び出先機関に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員で常時勤務に服するものをいう。
(4) 所属長 規則第16条に規定する課長及び規則第21条に規定する所長並びに沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）第5条に規定する所長等をいう。	(4) 所属長 規則第16条に規定する課長及び第21条に規定する所長等並びに沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）第6条に規定する所長等をいう。
第3条～第5条（略）	第3条～第5条（略）
第6条 総括安全衛生管理者は、次に掲げる業務を統括管理する。	第6条 総括安全衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を統括管理する。
(1)～(5)（略）	(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。 (3) 職員の健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 (4) 公務上の災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

1			(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び健康の確保に必要な措置に関する
2			こと。
3	第7条・第8条 (略)		第7条・第8条 (略)
4	第9条 衛生管理者は、本庁にあっては総括安全衛生管理者の、出先機関にあっては		第9条 衛生管理者は、本庁にあっては総括安全衛生管理者の、出先機関にあっては
5	所属長の指揮を受け、次_____に掲げる業務を行う。		所属長の指揮を受け、次の各号に掲げる業務を行う。
6	(1)～(3) (略)		(1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
7			(2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
8			(3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。
9	2 (略)		2 衛生管理者は、職場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならぬ。
10			
11			
12	第10条 (略)		第10条 法第12条の2の規定に基づき、常時10人以上50人未満の職員が勤務する出先
13			機関に、衛生推進者を置く。
14	2 衛生推進者は、庶務を担当する <u>班長</u> 又はこれに相当する職にある者をもって充て		2 衛生推進者は、庶務を担当する <u>補佐</u> 又はこれに相当する職にある者をもって充て
15	る。		る。
16	3 (略)		3 衛生推進者は、衛生管理者の業務に相当する職務を行う。
17	第11条～14条 (略)		第11条～第14条 (略)
18	第15条 総括委員会の委員の定数は15人とし、当該総括委員会は次_____に掲げる者		第15条 総括委員会の委員の定数は15人とし、当該総括委員会は次の各号に掲げる者
19	をもって組織する。		をもって組織する。
20	(1)～(4) (略)		(1) 総括安全衛生管理者
21			(2) 衛生管理者のうちから教育長が指名する者
22			(3) 産業医のうちから教育長が指名する者
23			(4) 職員で衛生に関し経験を有する者のうちから教育長が指名する者
24	2 (略)		2 前項第1号に掲げる委員以外の委員の半数は、職員の過半数で組織する地公法第5
25			2条に規定する職員団体があるときはその職員団体、職員の過半数で組織する職員団
26			体がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければ
27			ならない。
28	第16条～第22条 (略)		第16条～第22条 (略)
29	第23条 委員会の委員の定数は7人とし、当該委員会は次_____に掲げる者をもって		第23条 委員会の委員の定数は7人とし、当該委員会は次の各号に掲げる者をもって
30	組織する。		組織する。

1	(1)～(4) (略)	(1) 本庁においては総括安全衛生副管理者、出先機関においては所属長
2		(2) 衛生管理者のうちから総括安全衛生副管理者又は所属長が指名する者
3		(3) 産業医のうちから総括安全衛生副管理者又は所属長が指名する者
4		(4) 職員で衛生に関し経験を有する者のうちから総括安全衛生副管理者又は所属長
5		が指名する者
6	2 (略)	2 前項第1号に掲げる委員以外の委員の半数は、職員の過半数が組織する地公法第5
7		2条に規定する職員団体があるときはその職員団体、職員団体の過半数で組織する職員団
8		体がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければ
9		ならない。
10	第24条 (略)	第24条 (略)
11		
12	第3章 健康管理	第3章 健康診断
13	第25条～第32条 (略)	第25条～第32条 (略)
14	(健康管理ファイル)	(健康管理ファイル)
15	第33条 所属長は、健康診断個人票を作成し、健康診断の結果とともに健康管理フ	第33条 所属長は、職員健康管理票を作成し、健康診断の結果とともに健康管理フ
16	イルとして、これを関係法令に定める期間保管しなければならない。	イルとして、これを関係法令に定める期間保管しなければならない。
17	2 (略)	2 所属長は、所属職員に異動のあったときは、当該職員に係る健康管理ファイ
18		ルを遅滞なく異動先の所属の長に送付しなければならない。
19	3 第1項の健康診断個人票の様式については、別に定める。	3 第1項の職員健康管理票の様式については、別に定める。
20	第34条・第35条 (略)	第34条・第35条 (略)
21	(過重労働対策)	
22	第36条 法第66条の8第1項の規定による面接指導は、産業医が実施するものとす	(新設)
23	る。	
24	2 面接指導の対象者、実施方法その他面接指導の実施に関し必要な事項は、教育長	
25	が別に定める。	
26	(心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施)	(新設)
27	第37条 法第66条の10第1項の規定による心理的な負担の程度を把握するための検査	
28	(第3項において「検査」という。)は、総括安全衛生管理者が実施するものとす	
29	る。	
30	2 所属長は、法第66条の10第3項に規定する要件に該当する職員であって、面接指	

1 導を希望するものに対し、産業医による面接指導を実施するものとする。

2 3 検査の対象者、実施体制、実施方法その他の検査の実施に必要な事項及び面接指
3 導に必要な事項は、教育長が別に定める。
4 (心の健康づくり計画の策定)

5 第38条 総括安全衛生管理者は、法第70条の2の規定により厚生労働大臣が公表した
6 指針を踏まえ、沖縄県教育庁職員における心の健康づくり計画を策定するものとす
7 る。

8
9 第4章 療養及び出勤等の報告
10 (療養者の報告)

11 第39条 (略)

12
13
14 (療養の指示)

15 第40条 (略)

(新設)

16
17
18 第4章 療養及び出勤等の手続
19 (療養者の報告)

20 第36条 所属長は、職員が療養のため、連続して30日以上又は通算して50日以上の病
21 気休暇を承認したときは、療養者報告書に必要な書類を添えて教育長に報告しなけ
22 ればならない。

(療養の指示)

23 第37条 教育長は、前条の規定により報告を受けた場合において、健康を確保するた
24 め必要があると認めるときは、健康管理審査委員会（健康管理審査委員会規程（昭
25 和54年沖縄県教育委員会訓令第3号）第1条に規定する健康管理審査委員会。以下
26 「審査委員会」という。）の意見を聴き、その意見に基づき、次に掲げる指示区分
27 に従い、その者に必要な指示を行うとともに、所属長にその指示内容を知照するも
28 のとする。この場合において、療養を必要とする旨の指示を受ける者については、
29 その療養に必要な期間についても併せて指示するものとする。

(1) 勤務面からの指示区分

- ア 要休業 勤務を休む必要のあるもの
- イ 要軽業 勤務に制限を加える必要のあるもの
- ウ 要注意 勤務をほぼ平常に行ってよいもの

(2) 医療面からの指示区分

- ア 要医療 医師による直接の医療行為を必要とするもの
- イ 要観察 定期的に医師の観察指導を受ける必要のあるもの
(療養の義務)

30 第38条 前条の規定により指示を受けた職員は、その指示に従い療養に専念する等健

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

(療養の経過報告)

第42条 療養のため病気休暇を承認され、又は休業を命ぜられた職員は、療養を開始した日から1箇月を経過する日ごとに、療養状況報告書を所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、療養期間中の職員の病状について、療養を開始した日から3箇月を経過する日ごとに、療養経過報告書に必要な書類を添えて、これを教育長に提出しなければならない。

3 (略)

(出勤の報告)

第43条 (略)

(復職者の状況報告)

第44条 所属長は、療養していた職員（結核性疾患等及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上のものに限る。）で勤務に復した後、なお一定の期間観察を必要とする者に復職後の状況報告書を1箇月を経過する日ごとに提出させるものとする。

2 所属長は、前項の規定により提出を受けた場合は、復職者状況報告書を3箇月を経過する日ごとに教育長に提出しなければならない。

3 (略)

第5章 雑則

第45条 (略)

康の回復に努めなければならない。

(療養の経過報告)

第39条 (新設)

1 所属長は、療養期間中の職員の病状について、療養を開始した日から3箇月を経過する日ごとに、療養経過報告書に診断書を添えて、これを教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の療養経過報告書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、審査委員会の意見を聴き、その意見に基づき、療養期間の延長その他必要な指示をするものとする。

(出勤の手続)

第40条 所属長は、療養期間中の職員（結核性疾患等及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上のものに限る。）が勤務に復しようとするときには、出勤報告書に必要な書類を添えて、これを教育長に提出しなければならない。

(復職者の状況報告)

第41条 所属長は、療養していた職員（結核性疾患等及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上のものに限る。）で勤務に復した後、なお一定の期間観察を必要とするものについては、復職者状況報告書を指定された期間ごとに教育長に提出しなければならない。

(新設)

2 教育長は、前項の復職者状況報告書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、審査委員会の意見を聴き、その意見に基づき必要な措置をしなければならない。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第42条 職員の健康安全管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏ら

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
(書類の提出)

第46条 (略)
第43条 この訓令の規定により教育長に提出する書類は、所属長を経て提出するものとする。

(補則)

第47条 (略)
第44条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)

参照条文

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（面接指導等）

第六十六条の八 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者（次条第一項に規定する者及び第六十六条の八の四第一項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2～5 （略）

（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

第六十六条の十 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 （略）

3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

4～8 （略）

（健康教育等）

第六十九条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 （略）

（健康の保持増進のための指針の公表等）

第七十条の二 厚生労働大臣は、第六十九条第一項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 （略）

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（健康診断結果の記録の作成）

第五十一条 事業者は、第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条から第四十八条までの健康診断若しくは法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行つた健康診断（同条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「第四十三条等の健康診断」という。）又は法第六十六条の二の自ら受けた健康診断の結果に基づき、健康診断個人票（様式第五号）を作成して、これを五年間保存しなければならない。

○沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）

（職制等）

第5条 総合教育センター、図書館、埋蔵文化財センター及び離島児童生徒支援センター（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。